

# 新生活様式対応「みなみちた暮らしの便利帳」 提案仕様書

## 1. 事業名

新生活様式対応「みなみちた暮らしの便利帳」官民協働発行业

## 2. 業務の目的

町制施行60周年を記念して、南知多町の行政情報や町民の暮らしに役立つ情報等をまとめた行政情報誌を作成し、全世帯に配布することで、令和3年6月1日が60周年の記念日であることを町民に周知するとともに、南知多町への愛着を深め、さらに、町民の利便性の向上を図る。また、新型コロナウイルス感染症の長期化を見据え、新しい生活様式に対応した情報等を掲載することで、感染拡大防止及び町内社会経済活動の維持を図る。

## 3. 発行時期

令和3年3月下旬（予定）

## 4. 履行期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

## 5. 規格等

### (1) 規格

- ①刷り色 4色刷り
- ②サイズ A4判
- ③ページ数 72ページ程度（行政情報は過半以上を占めることとし、協議のうえ決定する）
- ④紙質
  - ア 本文 上質紙35キログラム以上
  - イ 表紙 カード紙K判12キログラム以上
- ⑤製本 無線綴じ
- ⑥主な内容 行政情報、地域情報、新しい生活様式に関する情報、広告等
- ⑦広告の掲載
  - ア 全紙面に対する広告の割合は概ね30%以下とする。
  - イ 南知多町広告掲載要綱、南知多町広告掲載審査基準及び南知多町印刷物等広告取扱要領の規定を遵守すること。
  - ウ 関係法令、機関の定める規定等を事業者の責任において確認し遵守すること。
  - エ 上記規定を満たさない広告は、掲載を許可しない。また、過去に町の各種広告媒体においてトラブルがあった企業等の広告は掲載しない。
  - オ 全ての広告の内容及び掲載位置については、事前に町が確認するものとする。

### (2) 発行部数

総発行部数 7,600部（内訳は次のとおり）  
南知多町役場企画課 納品分

- ①全世帯配布分 約6,900部
  - ②60周年記念式典分 約200部
  - ③転入世帯分 約200部
- 広告掲載事業者 納品分
- ①広告掲載事業者等 200部
- (3) 校正  
最低2回以上行うこと。

## 6. 役割分担及び制作方法等

- (1) 企画、編集、印刷及び製本に係る一切の業務は、新生活様式対応「みなみちた暮らしの便利帳」官民協働発行事業者（以下「事業者」という。）が行う。その際、企画・編集等は、南知多町と十分協議することとし、南知多町の承認を得なければならない。
- (2) 南知多町は、事業者の求めに応じて行政情報を事業者に提供する。また、写真やイラスト等、事前に許可が必要な場合は、必要期日までに使用許可を得なければならない。
- (3) 地域情報は、南知多町域その他町が指定する範囲の地域情報とし、その内容の範囲は、5. 規格(1)⑦に規定する広告内容の範囲に準ずるものとする。
- (4) 事業者は、便利帳に広告を掲載できるものとし、広告主の募集・広告の作成は事業者が行い、その収入は、事業者に帰属する。なお、広告主の募集については、町は関与しないものとする。ただし、町は、本事業の広報を行い、広告募集及び広告掲載費用の負担割合による補助制度に係る周知を図ることのみ行う。原則として、広告主への同行訪問等を行わない。
- (5) 事業者は、便利帳の納品に合わせ、その全ページ分（表紙及び裏表紙その他無ページのものを含む。）をPDF形式に変換した電子記録媒体を南知多町に提出する。
- (6) 事業者は、インターネット環境で便利帳の内容が閲覧できるようにする。

## 7. 配布方法

便利帳については、南知多町の指定する場所に納入する。ただし、広告掲載事業者については、事業者が配布する。

## 8. 費用負担

事業者は、便利帳の企画、編集、印刷、製本、その他提案、発行、納品等に係る全ての費用を負担する。ただし、広告掲載費用の一部については、次項に定めるところにより、町が負担するものとする。

## 9. 広告掲載費用の負担割合

- (1) 広告掲載事業者のうち町内事業者に限り、広告掲載費用の5割を南知多町が負担し、残りの5割を広告掲載事業者の負担とする。
- (2) 広告掲載事業者のうち愛知県の実施する「安全・安心宣言施設」に登録した町内事業者については、広告掲載費用の8割を南知多町が負担し、残りの2割を広告掲載事業者の負担とする。
- (3) 事業者は、広告募集終了後、広告掲載一覧を作成の上、前2項の規定に基づ

き南知多町が負担する広告掲載費用を提示するものとする。

#### 10. 責任分担及び問い合わせ等の対応

- (1) 行政情報に関する責任は町が負うこととし、問い合わせ等があれば町が対応する。
- (2) 行政情報以外に関しては事業者が責任を負い、問い合わせ等があれば事業者が対応する。
- (3) 事業者の責任については、次回便利帳（原則、5年間）が発行されるまで継続するものとする。

#### 11. 著作権の帰属

町が提供する情報に係る部分の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）はその全てを町に帰属するものとする。

#### 12. その他

- (1) 本事業に係る補正予算案が成立しなかった場合は、事業を中止するものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、南知多町と事業者双方が誠意をもって協議し、解決を図る。